

消費生活 相談

その通販サイト、本物ですか？ 「偽サイト」にだまされないよう注意しましょう！

【問い合わせ】消費生活センター（産業政策課内 ☎287-0858）

全国の消費生活センター等には、インターネット通販の「偽サイト（実在の企業のサイトと誤解させるように作成された偽物のサイトなど）」に関する相談が寄せられています。SNSやインターネット上の広告などから偽サイトに誘導され、クレジットカード情報を詐取されたり、銀行等への前払いや代金引換サービスなどで金銭を詐取されたりすることもあります。販売価格だけに目を奪われず、少しでも怪しいと感じたら、注文しないようにしましょう。



被害に遭わないために…

通販サイトで注文するときは、下記のチェックポイントを参考に、そのサイトが本物かどうかを必ずチェックしましょう。

【こんなサイトは「偽サイト」の可能性大！】

- ▽サイトのURLの表記が、ブランドの正式な英語表記と少しだけ異なる。
- ▽日本語の字体（フォント）や文章表現がおかしい。
- ▽販売価格が大幅に割引されている。
- ▽事業者の住所が記載されていない、記載された住所が虚偽や無関係の住所である。
- ▽事業者への連絡方法が、問い合わせフォームやフリーメールだけである。
- ▽支払い方法が、クレジットカード決済のみ、銀行口座等への前払いのみ、代金引換サービスのみなど、限定されている。
- ▽通販サイト内のリンクが適切に機能しない。

不安を感じたときは、すぐに消費生活センターや消費者ホットライン（☎188）へご相談を！

相談事例

- 【事例1】注文した商品が届かない** 検索サイトで検索した通販サイトで、通常の販売価格の半額で販売していた商品を注文したが、届かない。
- 【事例2】届いた商品が偽物だった** SNS上の広告からアクセスした通販サイトでブランド品を注文したところ、商品は届いたが偽物だった。
- 【事例3】注文した後で偽サイトだと気付いた** 通販サイトにて代金引換サービスで注文した後、偽サイトだったことに気が付いた。
- 【事例4】クレジットカードを不正利用された**

▼対象となる決済アプリ（令和5年2月20日のサービス開始時点で利用できる決済アプリ、五十音順）：
▽auPAY▽d払い▽PayB（PayBと提携している各金融機関が提供する決済アプリを含む）
▽PayPay※PayBでの決済連携対応金融機関およびクレジットカードについての詳細は、PayBのアプリ上の情報をご覧ください。PayBのアプリ上の情報をご覧ください。各決済アプリの操作方法等については、ご利用の決済事業者へお問い合わせください。



▼利用に必要なもの：▽納付書▽スマートフォン
▽決済アプリ
■2月20日から、国民年金保険料はスマートフォンアプリによる電子（キャッシュレス）決済ができるようになります。



■国民年金保険料が改定されます
令和5年度の国民年金保険料の額は、1万6520円/月です。
■日本年金機構におけるマイナンバーの利用について
日本年金機構に届書を提出する際は、原則としてマイナンバーを記入いただくこととなっています。マイナンバーの利用により、これまで必要だった書類の提出が不要になるなど利便性が向上しますので、マイナンバーの記入にご協力をお願いします。
【問い合わせ】マイナンバー総合フリーダイヤル（マイナンバーについてのみ ☎0120・95・0178）、水戸北年金事務所（☎231局2283）

国民年金
だより
日本年金機構からの
お知らせ

